地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和2年7月21日)

1 鳥取県における地方創生人材の育成に関する連携協定の締結について

【県民参画協働課】・・・ 1ページ

2 鳥取ユニバーサルスポーツセンター「ノバリア」の開所について

【スポーツ課】・・・ 2ページ

3 鳥取県司法書士会との「空き家対策の促進に係る連携協力に関する協定」の締結について

【中山間地域政策課】・・・ 3ページ

4 鳥取県庁「バス・鉄道乗ってまもり隊」の実施について

【地域交通政策課】・・・ 4ページ

5 旧米子勤労総合福祉センター敷地の交換について

【とっとり弥生の王国推進課】・・・ 6ページ

地域づくり推進部



鳥取県における地方創生人材の育成に関する連携協定の締結について

令和2年7月21日 県民参画協働課

一般財団法人 地域活性化センター、鳥取県町村会、公益財団法人 日本財団及び鳥取県の4者による、人材育成の連携協定締結式を7月9日に行いました。

本協定は、県内町村職員及び地域づくりに関心を有する人材等を対象として、多様な主体との協働等により地方に活力を生み出し続けられる地方創生の地域づくりの中核となる人材の育成を目的としたもので、地域活性化センターの協定としては県と基礎自治体(町村会)が参加する全国初の協定となっています。

今後、本協定に基づき人材育成のための行動計画(アクションプラン)を作成する町村に対して、県の関係各課が連携して作成支援を行い、来年度からはこの計画に基づき県内町村において本格的な人材育成の取組を進めていくこととなります。

記

1 日 時

令和2年7月9日(木)午前11時35分から正午まで

2 場 所

知事公邸 第1応接室 (鳥取市東町1-133)

3 出席者

一般財団法人 地域活性化センター 理事長 椎川 忍 (しいかわ しのぶ) 公益財団法人 日本財団鳥取事務所 所長 木田 悟史 (きだ さとし) 鳥取県町村会 会長 宮脇 正道 (みやわき まさみち) ※湯梨浜町長 鳥取県 知事 平井 伸治 (ひらい しんじ)

4 県関係課

- ・総務部 行財政改革局 職員人材開発センター
- ・地域づくり推進部 市町村課
- · 同 上 県民参画協働課
- · 同 上 中山間·地域交通局 中山間地域政策課

5 椎川理事長のコメント

地方創生実現のためには、市町村及び都道府県の人材にイノベーションを興したり施策に横串を通せるような能力を持つ人材を育成することが必要であり、これは行政だけでなく民間企業など幅広い人材との連携が重要であることから、今回の協定を機に様々な分野と連携することで人脈も形成しつつ人材育成を共に進めて参りたい。

【参考】連携協定の内容

少子高齢化と人口減少が進展する中、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられ、多様な主体との協働により地方に活力を生み出し続けられる持続可能な地方創生の地域づくりの中核となる人材の育成に向け、それぞれが有する資源を有効に活用しつつ地方創生に向けた人材育成を図るもの。

<具体的連携内容>

- (1)人材育成を進めていくための行動計画(アクションプラン)の策定
- (2) アクションプランに基づいた人材育成事業への鳥取県内の町村職員及び地域づくりに関心のある人材の参加
- (3)必要に応じた鳥取県の自治体職員の地域活性化センターへの実務研修生の派遣
- (4)鳥取県における人材育成の在り方や成果に関する調査、研究と情報発信
- (5) 人材育成に積極的に取組む全国の自治体との交流及び情報交換 など

鳥取ユニバーサルスポーツセンター「ノバリア」の開所について

令和2年7月21日

スポーツ課

7月11日(土)に日本財団と鳥取県の共同プロジェクトとして設置された障がい者スポーツ拠点「鳥取ユニバーサルスポーツセンター「ノバリア」」が開所し、オープニングセレモニーが行われました。

また、同日及び翌12日(日)には、オープニング記念イベントとして障がいの有無に関わらず参加できるボッチャやダンス教室などの体験会が開催されました。

※ノバリアとは、Nova はラテン語で「新しい」、aria はイタリア語で「旋律・空気」、日本語では「No Barrier」と聞こえる名称。

1 オープニングセレモニーの概要

- (1) 日 時 7月11日(土)午前10時から10時20分まで
- (2)場 所 鳥取ユニバーサルスポーツセンター「ノバリア」 (鳥取県民体育館隣)
- (3) 主催者 鳥取県障がい者スポーツ協会
- (4) 主な出席者 平井知事、日本財団理事長 尾形武寿

鳥取県議会議長 藤縄喜和

鳥取県スポーツ振興議員連盟会長 浜崎晋一

鳥取県スポーツ協会会長 中永廣樹

鳥取県障がい者スポーツ協会会長 福留史朗 外(計24名)■



感謝状贈呈

2 オープニング記念イベントの概要

7月11日(土) 13:00~17:00

ボッチャ、卓球、車いすバスケットボールなどの体験会

 $12 \exists (\exists) 10:00 \sim 16:20$

ダンス教室、ヨガ教室、ストレッチ教室等

※いずれもノバリアで実施予定のスポーツ教室のPRイベントとして、 一般の方も対象に実施。



11日 176名(体験会参加者)

12日 123名 (スポーツ教室参加者)

○体験会参加者の声

- ・今後も様々なスポーツ教室に参加してみようと思う。
- ・トレーニング機器が揃っているのでぜひ使ってみたい。
- ・布勢総合運動公園内にあることで、公園を利用している人が入りやすい と思う。



利用者代表メッセージ



体験会(車いすバスケット)

3 鳥取ユニバーサルスポーツセンター「ノバリア」の概要

- ○設置管理 一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会
- ○施設の主な概要
 - ・スポーツ広場 ・トレーニングルーム
 - ・マルチルーム・交流サロン
 - ・更衣室・トイレ(障がい者対応、シャワー室あり) など
- ○延床面積 699.78 m²
- ○日本財団採択事業費 291,950千円
- ○利用について



スポーツ広場

- ・専用利用については、障がいのある方は利用日の3ヶ月前、一般の方は2ヶ月前から予約可能。
- ・トレーニングルームについては、当面の間障がい者のみの利用。(障がい者の付添としての利用は可)

鳥取県司法書士会との「空き家対策の促進に係る連携協力に関する協定」の締結について

令和2年7月21日 中山間地域政策課

本県における空き家対策の取組の一層の促進を図ることを目的に、県と鳥取県司法書士会は「空き家 対策の促進に係る連携協力に関する協定」を締結しましたので、概要を報告します。

1 協定締結式

- (1)日 時 令和2年7月13日(月)午後1時から1時30分
- (2)場 所 知事公邸第一応接室

(3) 出席者 鳥取県 知事 平井 伸治

鳥取県司法書士会 会長 山本 健一 理事 長谷川 大之

理事 谷口 毅





2 協定の背景と目的

- ・人口減少や少子高齢化を背景として、空き家の増加が深刻化するなか、市町村が実施する空き家対 策の取組の中で、所有者不明空き家への対応等、専門的な知見を要する課題が増加。
- ・これらの諸課題に対応するため、県の支援強化策として、法律の専門家であり相続登記や財産管理 等に精通する司法書士との継続的な協力体制の構築を検討。専門家団体として同様の課題意識を持 っていた鳥取県司法書士会の賛同を得て、この度の協定締結に至ったもの。
- ・本協定に基づき、個々の空き家問題解決の迅速化を図るとともに、課題解決が困難な市町村に対す るセーフティネットの役割を担う。また、互いの知見や情報を共有、蓄積し広く発信することで、 本県における空き家対策施策の対応力の向上を図る。

3 主な協力事項

- ・県の空き家対策の促進並びに市町村による空き家対策の取組を支援するため、以下に掲げる事項に ついての相談対応等、相互に連携協力する。
 - (1) 空き家等の所有者等調査に関すること
 - (2) 空き家等の行政代執行及び略式代執行に関すること
 - (3) 空き家等の管理及び処分に係る成年後見人制度、及び相続財産管理人制度、若しくは不在者 財産管理人制度の活用に関すること
 - (4) 不動産の相続登記や空き家等の適正管理の普及啓発に関すること
 - (5) その他、空き家対策の促進に関すること

4 今後の取組

- ・県に市町村担当者向けの空き家対策に関する相談窓口を設置。鳥取県司法書士会との連携協力のも と、専門的な知見を要する諸課題に対して、助言、協力等の支援を実施する。
- ・課題解決に必要となる情報や知識、手法等を県と鳥取県司法書士会で蓄積し、優良事例等を市町村 や県内の司法書士等と情報共有を進める。
- ・その他、県民に対する相続登記や空き家の適正管理の普及啓発等、空き家の利活用や増加抑制に繋 がる取組を共同で実施する。

【鳥取県司法書士会の概要】(令和2年4月1日時点)

(1) 組織概要

設 立 昭和42年12月15日

会 長 山本 健一 (山本健一司法書士事務所)

会員数 94名

事務局 鳥取市西町一丁目314番地1

(2) 事業・活動内容

- ・常設電話相談窓口の設置、常設無料面談相談会の開催
- ・相続登記や空家問題、暮らし・経営等に関する相談会の随時開催(他団体との共同・共催)
- ・県内高等学校で法律教室の開催
- ・企業、自治体、その他様々な団体への司法書士の派遣、講演会、研修会等の実施
- ・その他調停、広報活動等の事業実施

鳥取県庁「バス・鉄道乗ってまもり隊」の実施について

令和2年7月21日 地域交通政策課

自家用車の普及や生活様式の変遷、人口減少等に伴い、公共交通利用者は著しく減少してきたところに加え、新型コロナウイルス感染症の国内流行に伴う外出自粛や移動制限等により、その減少にさらに拍車がかかり、公共交通機関は危機的状況にある。

新型コロナウイルスの感染予防及び感染拡大を防ぐことに加え、将来にわたり県内の公共交通の維持存続を図るため、従来本県で行ってきた「ノーマイカー運動」を内容拡充し組替え、新たに「バス・鉄道乗ってまもり隊」として、7月下旬から県職員による公共交通機関の利用促進を図る。

1 **運動の内容** ※対象は、知事部局・教育委員会事務局・県議会事務局・各種委員会事務局・企業局・病院 局の全職員(以下同じ)

(1) 通勤時の公共交通機関利用(「ノーマイカー運動」)【自家用車通勤者対象】

(1)通勤混雑時間帯を避けた公共交通機関利用による通勤、それに伴う勤務時間の柔軟な対応

〔実現に向けての支援策〕

※下線部が今回拡充する内容

支援策等	必要な措置等	
ア 時差出勤のさ	乗ってまもり隊運動実施を理由とし、通勤・通学などの混雑時間を避けて公共交通機	
らなる柔軟運用	関を利用して通勤しようとする者のため時差出勤手続きを緩和。	
	(「勤務時間取扱要領」を改正し、事前承認期間を短縮。「前々週末申請」を「前日申請」に	
	緩和)	
イ 時間外勤務縮	公共交通機関が利用できるよう業務の平準化・効率化による定時退庁の促進と、実施	
減への取組み	日にあわせて所属ごとにノー残業デーを設定	

- ②ノー残業デーなどや各自の都合にあわせて、「バス・鉄道乗ってまもり隊 (「ノーマイカー運動」)」の実施日を設定。
- ③各職場で「職場バス・鉄道乗ってまもり隊(「ノーマイカー運動」)」の実施日を月1回以上設定。

(2) 出張時の公共交通機関利用【全職員対象】

- (1)各職場で公共交通を利用しての出張を徹底する。
- ②開催する会議等は、極力公共交通を利用しやすい時間帯に設定。

(3) 勤務時間以外での公共交通機関利用【全職員対象】

○各自の都合にあわせて、プライベートで公共交通を利用する。

2 運動の進め方

以下の公共交通機関の現状や利用することによるメリット等を職員へ普及啓発、情報共有しながら、上記の運動を進めていく。

- (1) 危機的な状況
 - ・現在の県内の公共交通機関への運行支援(補助金)は国、本県、市町村全体で約16億円。
 - ・試算によると、有料で乗車する概ね小学生以上の全県民が、現状の利用に加え年16回以上利用をすると 支援が不要となる。
- (2) 通勤時の公共交通利用のメリット
 - ・自由な勤務時間の設定。(時差出勤によるフレックス勤務時間)
 - → 運行ダイヤが決まっていることで、時間外勤務も抑制。

- ・時間の有効活用。(移動時間に読書、ネットニュース等で情報収集、睡眠など)
- ・運転による疲労が減り、業務効率向上。
- ・日本一歩かないと言われる鳥取県民の歩く機会が増え、健康増進に。(メタボ解消)
- (3) 出張時・プライベートでの公共交通利用のメリット
 - ・時間の有効活用。(移動時間に会議資料に目を通す、読書など)
 - ・運転による疲労が減り、出張業務への集中度や立ち寄り先での観光の満足度向上。
 - ・運転時には見ることのできない景色を楽しむことができる。
 - ・プライベートでは目的地でお酒も楽しむことができる。
- (4)「バス・鉄道乗ってまもり隊」活動を実施する職員が事前に参加を宣言することで、職場での取組の後押しを図る。

3 今後の展開

- ・庁内放送等により全庁に「バス・鉄道乗ってまもり隊」の周知徹底を図る。
- ・ 県内市町村が行っている「ノーマイカー運動」「ノルデ運動」などとの協調実施、全県展開などの検討を 進める。

旧米子勤労総合福祉センター敷地の交換について

令和2年7月21日 とっとり働き方改革支援センター、とっとり弥生の王国推進課

県の所有する旧米子勤労総合福祉センター敷地(米子市尾高)について、米子市より市有財産(県立むきばんだ史跡公園内の一部)との交換の申出があり、交換手続きを行っていますので報告します。

1 財産の概要

	県所有	米子市所有
	(旧米子勤労総合福祉センター敷地)	(県立むきばんだ史跡公園内の一部)
所在·	所在:米子市尾高字南大首 2346番1ほか	所在:①大山町妻木字晚田1115番4、②大山町
面積等	(計79筆)	長田字松尾頭 1103 番 3 (計 2 筆)
	面積:延べ 55, 932. 51 ㎡	面積:延べ37,758 ㎡
	※県・市で所有権折半(各 1/2 の所有)	
備考	現在、県所有分の財産について、「米子勤労	現在、市所有財産について、「弥生の館むきばん
	者体育センター(※)及びその周辺敷地」と	だ」等のガイダンス施設関連用地(①)及び史
	して <u>県から米子市に無償貸付中</u>	跡園内用地(②) として、 <u>米子市から県が無償</u>
	※H31年4月以降、使用されていない	借受中
評価額	34, 360, 000 円	34, 136, 000 円

2 米子市の申請の背景

- ・米子市は、「旧米子勤労者体育センター」について、行政財産としての用途は平成31年3月末日をもって廃止したものの、引き続き当該施設の有効活用、敷地全体の史跡公園化としての整備・利活用を検討しており、主体的に地元住民の意見も聞きながら活用を進めたいとの意向から、土地に係る県の所有権持ち分1/2の移転を希望している。
- ・また、県立むきばんだ史跡公園内に残る米子市有地については、市としての利活用の予定はなく、県で 敷地全体を有効に活用してもらいたいとの意向。
- ※県としても、県立むきばんだ史跡公園の土地を取得することで、施設の一体的な管理・利活用の上で有益と判断。

3 財産の評価及び交換の手法について

県・米子市がそれぞれ所有する財産(土地)について、不動産鑑定士に鑑定評価を依頼。当該鑑定評価額を県及び市の財産評価審議会で審議し、上記1の評価額を決定した。

なお、交換に当たっては、米子市は県に対し、評価額の差金(224,000円)を支払う。

4 交換に係るスケジュール

令和2年5月 不動産鑑定士による交換土地の鑑定評価

6月24日 県財産評価審議会において当該財産の評価額の審議

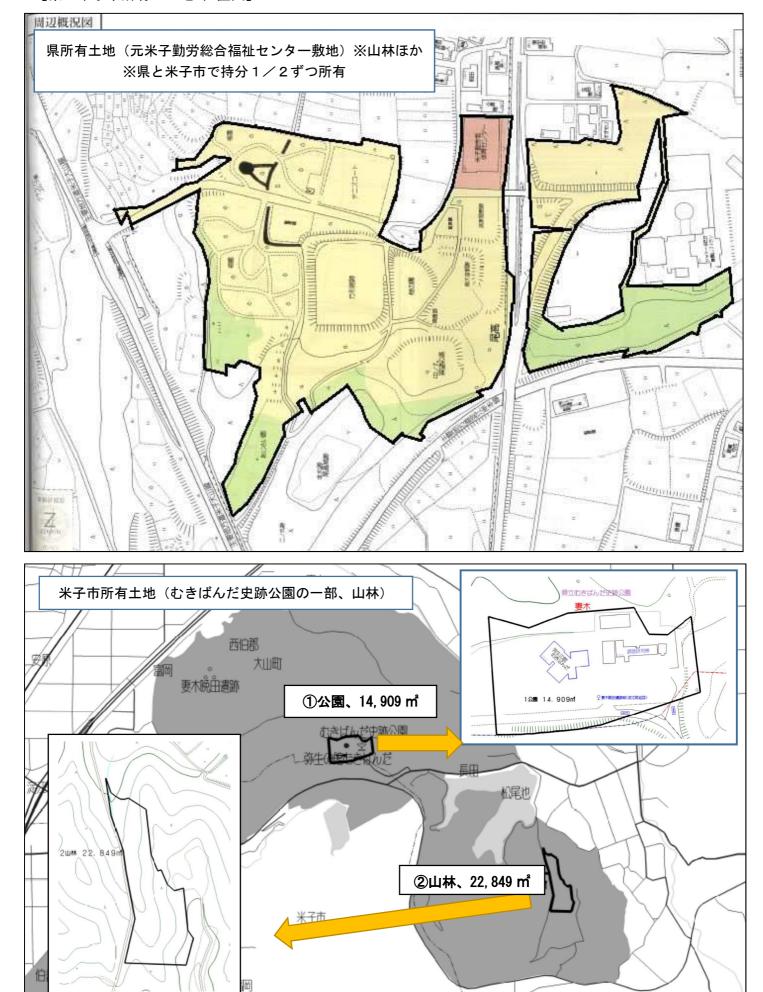
7月 9日 米子市財産評価審議会において当該財産の評価額の審議

7月10日 市より土地交換申請書を受領

7月下旬(予定) 土地交換契約締結・市より差金の支払い

県有財産(妻木晩田)の所管替え(交換時の商工労働部から、地域づくり 推進部に所管換え)

【県・米子市所有の土地 位置図】



出典:不動産鑑定評価書(抜粋)、ゼンリン電子住宅地図デジタウン